

橿原消防署高圧ガス製造施設定期自主検査（通常検査）業務委託仕様書

1 総則

この仕様書は、奈良県広域消防組合（以下「発注者」という。）が実施する橿原消防署高圧ガス製造施設の定期自主検査（通常検査）業務委託について、必要な事項を定めるものとする。

2 履行場所

奈良県橿原市慈明寺町 149 番地の 3 奈良県広域消防組合 橿原消防署

3 履行期限

令和 8 年 3 月 25 日（水）

4 点検資機材型式及び数量

株式会社松原鐵工所製 高圧空気圧縮機「AK-13B」型 1 台

※前回点検日 令和 6 年 12 月 6 日

5 業務内容

（1）受注者は施設に関し、高圧ガス保安法第 35 条の 2 に基づく検査及び一般高圧ガス保安規則第 83 条第 3 項で定める基準、技術的条件を維持するため、所定の試験又は点検を行うこと。

（2）検査終了後 15 日以内に、任意様式の定期自主検査報告書を作成し提出すること。また提出書類に次の書類を添付すること。

ア 非破壊試験技術者資格証明書の写し

イ 破裂板ミルシート及び成績書

ウ 圧力計基準器成績書

エ 運転成績書（テストレコード）

6 仕様詳細

（1）定期自主検査業務（別表 1 参照）

ア 一般社団法人日本非破壊検査協会の非破壊試験技術者資格を有しているものが実施すること。

イ 「気密検査」「計器検査」「安全装置検査」「肉厚測定検査」については、検査実施状態を写真撮影すること。

ウ 高圧ガス保安法第 35 条の 2、一般高圧ガス保安規則第 83 条第 3 項を満足するためには高圧ガス保安協会定期自主検査指針（KHKS1850-1）に従い上記検査を実施すること。

（2）本体分解点検（別表 2 参照）

各項目について、添付「定期自主検査実施内容空気圧縮機分解点検参考資料（AK-13B）」に沿って行うこと。「空気圧縮機」の吸入・吐出弁点検については、点検実施状態を写真撮影すること。

7 完了条件

受注者は、この仕様書に基づく点検を実施するものとし、その結果を発注者に対し各検査・点検項目及び別表 1 「定期自主検査実施内容」に基づく点検結果を任意様式の定期自主検査報告書の提出をもって業務の完了とする。

8 支払条件

支払いは、業務完了後、発注者が受注者の適法な支払請求を受けた日から30日以内に受注者が指定する口座へ振り込むこととする。

9 保 証

定期自主検査履行後3ヶ月以内に、機械に不具合が発生した場合、無償で点検を行うこと。なお、当該不具合の原因が今回の点検または、交換部品に起因する場合は通常使用できるよう修復すること。

10 見積単位及び落札者決定の方法

- (1) 見積書には、履行する業務の総額で消費税を含まない金額（消費税抜）を記載し提出すること。
 - (2) 見積金額には、本業務にかかる全ての費用（履行に関わる費用を含む）を含めるものとする。
 - (3) 落札者の決定は、見積金額に消費税を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）をもって落札価格とするので、消費税にかかる課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

11 その他

- (1) 交換部品はメーカー（株式会社松原鐵工所）純正品を使用すること。
 - (2) 本仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、担当者と受注者が協議し決定するものとする。なお、質疑回答書は本仕様書の追補とする。
 - (3) 受注者は、作業実施にあっては安全に配慮して実施すること。なお、庁舎及び車両等に損傷を与えた場合には速やかに担当課若しくは担当者に報告するとともに、その損害を賠償すること。
 - (4) 契約締結後、受注者は速やかに見積明細書を提出すること。

担当者 奈良県広域消防組合
樋原消防署 総務課総務係
電 話 0744-23-1155
F A X 0744-21-6621